

番号	意見提出者	意見要旨（意見等）	回答内容	
			対応区分	市の考え方（対応の理由等）
1	鹿島区地域協議会	鹿島区内市営住宅のうち、用途廃止対象戸数が145戸あるが、現在入居中の方もいる。その方が鹿島区内の市営住宅に移りたいと希望した場合、鹿島区内の市営住宅で受け入れるべきと考える。	ご意見	用途廃止対象団地の入居者には、十分な期間を設けて、入居者の意見を聞きながら移転を円滑に進めてまいります。その間、他入居者の退去で鹿島区内市営住宅が空くことが予想されることから、入居者と相談しながら対応する考えです。
2	原町区地域協議会	高層階でエレベーターが設置されていない団地の空室が目立っている。エレベーターを設置するとすれば、財政圧迫に繋がるため、取壊時期を見据えた考えが必要だと思います。10、20年かけ入居者に移転していただかないと取り壊しは出来ないのでは、戦略的に考えるべきである。	ご意見	移転する場合は、10、20年後を見据え、現入居者に十分な期間を設けて、入居者の意見を聞きながら低層の住宅やエレベーターが設置されている住宅への移転などにより対応してまいります。 また、高層ほど空室が目立つため、国の許可を得て目的外使用（公営住宅法に定める入居要件が要らない入居）をすることも空室を埋める手法の一つと考えます。
3	小高区地域協議会	公営住宅全体として、ストック数の適正化（市では目標戸数822戸と推計）を考えると、近い将来、需要を増やすか、供給を絞るかの対策が必要となる。 需要拡大策として、公営住宅の目的外使用枠を増やしてはどうか。 供給側は、市の財政を考えると、既存市営住宅の民間売却及び耐用年限を経過した市営住宅の用途廃止の検討。	ご意見	市営住宅は、「最低居住水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な者」に提供している住宅です。 提案いただいた需要拡大策は、本来の市営住宅入居者を阻害しない範囲で国の許可を得ながら目的外使用をしております。 また、供給側は現在でも耐用年限を経過した市営住宅が多数ありますので、計画的に用途廃止を行ってまいります。その際に入居している方もいることから、十分な期間を設けて、入居者の意見を聞きながら移転を円滑に進めてまいります。
4	小高区地域協議会	23ページに記載がある浴室設置状況で、「風呂付」と「浴室のみ」の違いとは何か。	ご質問	「浴室のみ」は、風呂釜、浴槽及びシャワーが設置されておらず、入居の際、入居者が風呂釜及び浴槽を準備する住宅となります。 「風呂付」は、浴室に風呂釜及び浴槽が設置されている住宅です。
5	小高区地域協議会	23ページに記載がある給湯設備（3箇所以上）設置状況で3箇所とは、台所・浴室・洗面所ということか。	ご質問	お見込みのとおりです。
6	小高区地域協議会	市営住宅の課題として、市営住宅の入居者からエアコン設置の要望はないのか。熱中症対策を考えると、今後エアコン設置の必要性はないか。	ご意見	市営住宅や災害公営住宅などの募集時にエアコンが設置されていないことは説明しておりますことから、入居者からのエアコン設置要望はありません。また、県内他自治体においても、エアコンを最初から設置している自治体は無いことから、現状ではエアコン設置は考えておりません。
7	小高区地域協議会	「公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法」では、費用や便益の現在価値化という概念がある。各種判断に当該指標は取り入れする必要はないのか。	ご意見	「公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法」は、公営住宅の新規建設時に使用する手法です。 今回の推計では、住宅供給量が需要量を大きく上回る理由から新たな市営住宅の建設を予定しておりませんので、「公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法」は取り入れておりません。